

令和 6 年 7 月 25 日
都市整備政策部住宅課

世田谷区営住宅の使用料等の支払に係る訴えの提起について

1 主旨

本件は、区営住宅の使用料及び共益費の滞納に関し、区からの再三の連絡に応答せず、支払いが履行されないため、専決処分を得たうえで元使用者を被告として、滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起するものである。

2 これまでの経緯

平成12年10月	本件住宅へ入居。
平成21年 3月	滞納の頻度が増えたため、電話、訪問催告を実施するとともに、面談を実施し計画的な滞納使用料の分納等を指導。
平成22年11月	面談を実施し生活状況等に配慮し債務承認及び分納誓約書を締結。
平成24年10月	以降も督促を継続するが納付状況の改善が見られないため、弁護士に対応を委任し、合意書を締結する。
平成27年 9月	使用者の意向に伴い本件住宅を退去。
平成28年10月	元使用者より納付相談を受け、生活状況等の聞き取りを行ったうえで債務承認及び分納誓約書を締結する。その後も、生活状況等に合わせ、債務承認及び分納誓約書を締結し、督促を継続する。
令和 3年 9月	滞納使用料等の納付が滞ったため電話、文書で催告を続けるが債務承認及び分納誓約書が履行されず、令和4年7月以降応答なし。
～4年 9月	
令和 5年 6月	弁護士に対応を委任し、督促状を送付するが応答なし。
令和 6年 6月	再三の督促にも応じることなく、合意書及び分納誓約書に基づく納付が履行されないため弁護士と協議し訴訟を提起することとした。

3 訴訟の内容

原告 世田谷区
被告 元使用者

訴えの要旨

- (1) 被告は、原告に対し、滞納金199,494円を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年 8月 専決処分
9月 都市整備常任委員会（専決処分の報告）
第3回区議会定例会（専決処分の報告）
東京簡易裁判所へ訴訟を提起